

昭和三十八年厚生省令第十三号

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第十三条の規定に基づき、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則を次のように定める。

（特別給付金の請求手続）

- 第一条** 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号。以下「法」という。）第三条の規定により特別給付金を受けようとする者（以下「請求者」という。）が、同条第一項から第六項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号（法附則第十六項、第二十八項から第三十項まで、第三十四項から第四十一項まで、第四十五項から第五十六項まで、第六十項から第七十五項までに該当する者にあつては様式第一号の二）による戦没者等の妻に対する特別給付金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十八年政令第百二十五号）第三条の規定により特別給付金を受ける権利の裁定を行うこととされた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 請求者が法第三条第一項の特別給付金を受けようとする者であるときは、前項に規定する請求書に、当該請求者が法第二条に規定する戦没者等の妻又は次に掲げる規定により戦没者等の妻とみなされる者であることを認めることができる書類を添付しなければならない。
- 一 法附則第四項、第六項、第八項、第九項、第十一項、第十四項、第十七項、第十九項、第二十一項、第二十三項、第二十五項、第三十一項、第四十二項又は第五十七項
 - 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十四号）附則第九条
 - 三 恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律百十三号）附則第九条
 - 四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律百十四号）附則第七条
 - 五 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律百五十九号）附則第十三条
 - 六 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律百八号）附則第十一条第一項
 - 七 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律百二十一号）附則第五条第一項
 - 八 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律八十三号）附則第十一条の二第一項
 - 九 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十一号）附則第四条の二第一項
 - 十 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十一号）附則第十六条の二第一項
- 3 請求者（法附則第十三項、第十六項、第二十七項、第二十八項、第二十九項、第三十三項、第三十四項、第三十五項、第三十七項、第三十八項、第四十四項、第四十五項、第四十六項、第五十項、第五十一項、第五十九項、第六十項、第六十一項、第六十七項又は第六十八項の規定に該当する者を除く。）が法第三条第二項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 法第三条第一項に規定する特別給付金を受ける権利を取得したことを明らかにすることができる書類
 - 二 前号の権利を取得した日から十年を経過した日において法第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有することを明らかにすることができる書類
- 4 請求者が法附則第十三項、第二十七項、第三十三項、第四十四項又は第五十九項の規定に該当する者として法第三条第二項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 死亡した者の死亡の原因が昭和六年九月十三日から昭和十二年七月六日までの間における傷病であることを明らかにすることができる書類
 - 二 死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類
 - 三 法附則第十三項の規定に該当する者である場合には昭和四十九年十月一日、法附則第二十七項の規定に該当する者である場合には昭和五十八年四月一日、法附則第三十三項の規定に該当する者である場合には平成五年四月一日、法附則第四十四項の規定に該当する者である場合には平成十五年四月一日、法附則第五十九項の規定に該当する者である場合には平成二十五年四月一日において、法第二条第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有することを明らかにすることができる書類
- 5 請求者が法附則第十六項、第二十八項、第二十九項、第三十四項、第三十五項、第三十七項、第三十八項、第四十五項、第四十六項、第五十項、第五十一項、第六十項、第六十一項、第六十七項又は第六十八項の規定に該当する者として法第三条第二項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類
 - 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年法律第二十九号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十三号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十五号。以下「平成三年法律第五十五号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年法律第十一号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年法律第二十五号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金又は戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得したことを明らかにすることができる書類
 - 三 法附則第十六項の規定に該当する者に係る当該経過した日が昭和五十一年十月一日前であるときは同日、法附則第二十八項の規定に該当する者に係る当該経過した日が昭和五十八年十月一日前であるときは同日、法附則第二十九項の規定に該当する者にあつては七年を経過した日、法附則第三十四項又は第三十五項の規定に該当する者にあつては平成五年十月一日、法附則第三十七項又は第三十八項の規定に該当する者にあつては平成八年十月一日、法附則第四十五項又は第四十六項の規定に該当する者にあつては平成十五年十月一日、法附則第五十項又は第五十一項の規定に該当する者にあつては平成十八年十月一日、法附則第六十項又は第六十一項の規定に該当する者にあつては平成二十五年十月一日、法附則第六十七項又は第六十八項の規定に該当する者にあつては平成二十八年十月一日において法第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有することを明らかにすることができる書類

- 6 法第三条第三項の特別給付金を受けようとする者（法附則第三十項、第三十六項、第三十九項、第四十項、第四十七項、第四十八項、第五十二項、第五十三項、第六十二項、第六十三項、第六十九項又は第七十項の規定に該当する者を除く。）については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第二項」と読み替えるものとする。
- 7 請求者が法附則第三十項、第三十六項、第三十九項、第四十項、第四十七項、第四十八項、第五十二項、第五十三項、第六十二項、第六十三項、第六十九項又は第七十項の規定に該当する者として法第三条第三項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類
 - 二 昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金、平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金又は平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得したことを明らかにすることができる書類
 - 三 法附則第三十六項の規定に該当する者に係る当該経過した日が平成五年十月一日以前であるときは同日、法附則第三十九項又は第四十項の規定に該当する者にあつては平成八年十月一日、法附則第四十七項又は第四十八項の規定に該当する者にあつては平成十五年十月一日、法附則第五十二項又は第五十三項の規定に該当する者にあつては平成十八年十月一日、法附則第六十二項又は第六十三項の規定に該当する者にあつては平成二十五年十月一日、法附則第六十九項又は第七十項の規定に該当する者にあつては平成二十八年十月一日において法第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有することを明らかにすることができる書類
- 8 法第三条第四項の特別給付金を受けようとする者（法附則第四十一項、第四十九項、第五十四項、第五十五項、第六十四項、第六十五項、第七十一項又は第七十二項の規定に該当する者を除く。）については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第三項」と読み替えるものとする。
- 9 請求者が法附則第四十一項、第四十九項、第五十四項、第五十五項、第六十四項、第六十五項、第七十一項又は第七十二項の規定に該当する者として法第三条第四項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類
 - 二 平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金又は平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得したことを明らかにすることができる書類
 - 三 法附則第四十一項の規定に該当する者である場合には平成八年十月一日、法附則第四十九項の規定に該当する者である場合には平成十五年十月一日、法附則第五十四項又は第五十五項の規定に該当する者である場合には平成十八年十月一日、法附則第六十四項又は第六十五項の規定に該当する者である場合には平成二十五年十月一日、法附則第七十一項又は第七十二項の規定に該当する者である場合には平成二十八年十月一日において法第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有することを明らかにすることができる書類
- 10 法第三条第五項の特別給付金を受けようとする者（法附則第五十六項、第六十六項、第七十三項又は第七十四項の規定に該当する者を除く。）については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第四項」と読み替えるものとする。
- 11 請求者が法附則第五十六項、第六十六項、第七十三項又は第七十四項の規定に該当する者として法第三条第五項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類
 - 二 平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金又は平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得したことを明らかにすることができる書類
 - 三 法附則第五十六項の規定に該当する者である場合には平成十八年十月一日、法附則第六十六項の規定に該当する者である場合には平成二十五年十月一日、法附則第七十三項又は第七十四項の規定に該当する者である場合には平成二十八年十月一日において法第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有することを明らかにすることができる書類
- 12 法第三条第六項の特別給付金を受けようとする者（法附則第七十五項の規定に該当する者を除く。）については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第五項」と読み替えるものとする。
- 13 請求者が法附則第七十五項の規定に該当する者として法第三条第六項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類
 - 二 平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得したことを明らかにすることができる書類
 - 三 平成二十八年十月一日において法第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有することを明らかにすることができる書類
- 第二条** 法第五条第一項の規定により特別給付金を受けようとする相続人は、前条に規定する請求書及び添付書類に、戸籍の謄本その他その者が特別給付金を受ける権利を有する者の相続人であることを明らかにすることができる書類を添えて、裁定機関に提出しなければならない。
- （裁定の通知）
- 第三条** 裁定機関は、請求者が特別給付金を受ける権利を有するものと裁定したときは、様式第二号による戦没者等の妻に対する特別給付金裁定通知書を請求者に交付しなければならない。
- 2 裁定機関は、請求者が特別給付金を受ける権利を有しないものと裁定したときは、様式第三号による戦没者等の妻に対する特別給付金却下通知書を請求者に交付しなければならない。
- （請求書等の経由）
- 第四条** 戦没者等の妻に対する特別給付金請求書は、請求者の居住地の市町村長（特別区にあつては、区長。）、都道府県知事を順次經由して、裁定機関に提出するものとする。
- 2 法第十一条の二第二項の規定に基づく届出に係る届出書は、届出者の居住地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出するものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第五条 第一条第一項及び第二条に規定する様式第一号又は様式第一号の二による戦没者等の妻に対する特別給付金請求書の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者の氏名及び住所並びに請求の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

2 前項に規定する請求者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。

(フレキシブルディスクの構造)

第六条 前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第七条 第五条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)

第八条 第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一 請求者の氏名

二 請求年月日

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年一月一〇日厚生省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年五月一日厚生省令第一三号）

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて那覇日本政府南方連絡事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、日本政府沖縄事務所長に対してされた手続とみなす。

附 則（昭和四五年五月一日厚生省令第一八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて日本政府沖縄事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、沖縄事務局長に対してされた手続とみなす。

附 則（昭和四五年六月一九日厚生省令第三三号）

この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和四七年五月一五日厚生省令第二三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、未帰還者留守家族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、未帰還者に関する特別措置法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦傷病者特別援護法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則又は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による届出に関する省令（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて琉球政府の当局又は沖縄事務局長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、沖縄県知事に対してされた手続とみなす。

附 則（昭和四八年七月二四日厚生省令第二六号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 昭和三十八年十月一日に戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による特別給付金を受ける権利を取得した者に関し、この省令による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則第一条第三項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「十年」とあるのは、「九年六月」とする。

附 則（昭和四九年六月二七日厚生省令第二四号）

この省令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

附 則（昭和五一年六月一四日厚生省令第二二号）

この省令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和五八年五月四日厚生省令第二三号）

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月三〇日厚生省令第一八号）

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年七月一六日厚生省令第四〇号）抄

1 この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二八日厚生省令第二〇号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。
- 附 則（平成五年五月一九日厚生省令第二七号）**
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成五年十月一日から施行する。
- 附 則（平成八年八月二三日厚生省令第五二号） 抄**
(施行期日)
- 1 この省令は、平成八年十月一日から施行する。
- 附 則（平成一一年一月一日厚生省令第六号）**
(施行期日)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附 則（平成一一年三月二六日厚生省令第二七号）**
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一二年三月一六日厚生省令第二九号）**
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則（平成一二年三月二七日厚生省令第三九号）**
(施行期日)
- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号） 抄**
(施行期日)
- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附 則（平成一五年三月三一日厚生労働省令第六八号）**
(施行期日)
- 1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則第一条の改正規定（同条第一項中「様式第一号の七」の下に「、法第三条第五項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の八」を加える部分及び同条に一項を加える部分を除く。）並びに同令様式第一号の三及び様式第一号の五の改正規定並びに第二条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条の改正規定（同条第一項中「様式第一号の七」の下に「、同条第十一項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の八」を加える部分、同条第十一項中「第三条第十項」を「法第三条第十項」に改める部分及び同条に一項を加える部分を除く。）は同年十月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。
- 附 則（平成一六年一月二六日厚生労働省令第七号） 抄**
(施行期日)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一七年四月一日厚生労働省令第七四号）**
(施行期日)
- 1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附 則（平成一八年九月一五日厚生労働省令第一六一号） 抄**
(施行期日)
- 1 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。
- 附 則（平成一九年九月二五日厚生労働省令第一一二号） 抄**
(施行期日)
- 第一条** この省令は、平成十九年十月一日から施行する。
(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第七条** この省令の施行の際現に第十二条の規定による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則様式第一号から様式第一号の九まで（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ同条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則様式第一号から様式第一号の九までによるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附 則（平成二五年六月二日厚生労働省令第八〇号）**
(施行期日)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則第一条の改正規定（同条第一項中「様式第一号の九」の下に「、法第三条第六項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の十」を加える部分及び

同条に一項を加える部分を除く。)並びに第二条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条の改正規定(同条第一項中「様式第一号の九」の下に「、同条第十三項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の十」を加える部分、同条に一項を加える部分を除く。)は平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の施行の日(平成二十七年十月五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)

(戦没者等の妻に対する特別給付金施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に提出されている第二十条の規定による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二八年二月二五日厚生労働省令第二五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年四月一五日厚生労働省令第九三号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十八年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年一一月一九日厚生労働省令第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この省令の施行前に請求された特別給付金の裁定については、この省令による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第一号

Form titled '様式第一号' (Form No. 1) for '戦没者等の妻に対する特別給付金請求書' (Special Allowance Application Form for Spouses of Deceased Soldiers). It includes fields for applicant information, deceased soldier details, and application status. The form is divided into several sections with checkboxes and text input areas.

様式第一号の二

(表面)

戦没者等の妻に対する特別給付金請求書					1—	
戦没者等	フリガナ			生年月日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 年 月 日	
	氏名	(姓)	(名)			
	①もとの身分				死亡年月日	※ 1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日
	②除籍時の本籍等	都道府県				
③請求者	フリガナ			生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	
	氏名	(姓)	(名)	個人番号		
	住所	〒 都道府県				
④被相続人	フリガナ			死亡年月日	1 平成 年 月 日 2 令和	
	氏名	(姓)	(名)			
⑤代理人等	フリガナ			区分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等	
	氏名	(姓)	(名)			
	住所	〒 都道府県				
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名						
⑥国債の償還金の希望支払場所	名称				所在地	都道府県 市区町村
	戦没者等の妻が受けている給付の種別	※ 01 公務扶助料 21 遺族給与金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 02 特例扶助料 31 旧令共済組合殉職年金 34 日本電信電話共済組合殉職年金 11 遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金				
⑦これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたか受けないかの別						
※1 受けた	第 回特別給付金国庫債券 号	裁定通知書記号番号	第 号	請求当時の住所	都道府県	市区町村
※2 受けない	戦傷病者等が受けていた給付の種別	※01 増加恩給 11 障害年金 02 傷病年金 12 障害一時金 03 特例傷病恩給 31 旧令共済組合公務傷病年金 04 傷病賜金 41 その他()				
上記により、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。						
令和 年 月 日				電話 _____		
厚生労働大臣 殿				氏名 _____ (印)		
裁定都道府県知事						
(市区町村使用欄)						
国債交付取扱店名						

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

様式第二号(第3条関係)

裁 定 通 知 書

第 号

下記のとおり裁定したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事



根拠法 給付の種類 国債の名称	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者等の妻に対する特別給付金 第 回特別給付金国庫債券		
券面種別	円券	国債の記号	号
死亡者			
請求者	年 月 日生		
住所			

注1 国債を受領する際は、この通知書を提示して下さい。

なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますのでご承知下さい。

- この処分不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)

様式第三号(第3条関係)

却 下 通 知 書

第 号

下記のとおり却下したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事

印

根 拠 法 請 求 の 種 類 請 求 年 月 日	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 特別給付金の請求 年 月 日
請 求 者	年 月 日生
死 亡 者	
却 下 理 由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)